

やまなしグリーン・ゾーン認証施設変異株対策強化 機器購入等支援事業 申請要領

1. 事業の目的

やまなしグリーン・ゾーン認証施設に対し、変異株対策強化のための新たな認証基準に対応した機器購入等を支援することで、新型コロナウイルス変異株への対策を強化し、感染症に対して強靱な社会・経済の形成を目指す「やまなしグリーン・ゾーン構想」の推進を図る。

2. 支援対象・支援額

やまなしグリーン・ゾーン認証施設※1であって、不特定多数の人が共有する飲食を提供する※2スペースがある施設

※1 「令和3年4月30日時点で認証済の施設」「令和3年4月30日時点で認証申請済の施設」「令和3年4月30日時点でグリーン・ゾーン認証移行中施設であって、グリーン・ゾーン認証施設へ移行申請を行う施設」が対象

※2 飲食店営業許可証等により飲食を提供する施設であることが確認できる必要があります

支援額（次のタイプ1又はタイプ2から選択できます）

タイプ1：1施設あたり上限30万円（対象経費の全額）

タイプ2：1施設あたり上限60万円（対象経費の3/4）

※ 支援対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額とします。

※ タイプ2の支援額の算定例は次のとおりです。

例①）機器整備等費用合計：70万円（税抜）

支援金計算：70万円×3/4＝52万5千円 ≤ 60万円

→ 52万5千円

例②）機器整備等費用合計：90万円（税抜）

支援金計算：90万円×3/4＝67万5千円 > 60万円

→ 60万円

（留意点）

※ 対象施設か迷う場合は、機器購入等支援事業事務局 TEL055-237-6600へお問い合わせください。

※ 同一事業者が複数の施設を運営している場合、それぞれの施設ごとに申請可能です（施設ごとに申請書提出）。

※ 次の（1）から（5）のいずれかに該当する場合は支援対象外です。

- (1) やまなしグリーン・ゾーン認証取得促進機器購入等支援金を受領した者（令和2年7月～令和3年2月に実施した新しい生活様式推進機器購入等支援金を受領した本事業対象施設は申請可能です）
- (2) 国、法人税法別表第一に規定する公共法人
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織若しくは団体
 - ※ ただし、旅館業法に基づく許可を受けて旅館業を営む施設又は食品衛生法に基づく許可を受けて飲食業を営む施設は当該事業部分に限る部分について申請可
- (5) (1) から (4) に掲げるほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと判断される施設

※ 支援額について、次のとおりとします。

- ・ 支援金交付額は、1, 000円未満を切り捨てます。
- ・ 申請回数は1施設あたり1回までです。
- ・ タイプ1かタイプ2のいずれか一方のみ申請可とします。
- ・ 国や県、市町村の支援金・補助金を一部受けている場合、本事業における申請分と重複がなければ申請可能です（他からの補助金額を差し引いた額で申請してください）。

3. 支援対象事業

支援対象が行う次の機器等購入に要する経費

- (1) パーティション（座った人の頭が隠れる高さ、机と同じ幅等）
- (2) 二酸化炭素濃度測定器
- (3) HEPA フィルタ搭載の空気清浄機（風量毎分5 m³以上であって、メーカー指定の床面積に応じて設置）
- (4) 消毒液・手指消毒用アルコール
- (5) 上記機器等に関連する機器等の購入や上記機器等を備え付けるために必要な費用（設置費、配送手数料、運搬費等）

※ 詳細は別表「やまなしグリーン・ゾーン認証施設変異株対策強化機器購入等支援事業 対象機器等」をご確認ください

※ 支援対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額とします。

※ 県より、やまなしグリーン・ゾーン認証制度の追加的対策を依頼した令和3年4月30日（金）以降、令和3年10月31日（日）までの購入・設置が対象です。

※ 市場価格を大幅に超える機器等の購入は対象にならない場合がありますので、適正な価格を確認の上、購入してください。

4. 申請方法

オンライン申請

- ・ 事務局が開設するオンライン申請受付システムに必要事項を入力し、送信してください。
- ・ オンラインシステムアドレス
https://va.apollon.nta.co.jp/green_zone_taisaku-kyouka

メール及び郵送

- ・ 事務局又は県のホームページから申請書をダウンロードし、添付書類とともに、メール又は郵送で提出してください（メール申請にあつては、添付書類をPDFにしてください）。
（事務局ホームページ）
<https://yamanashigz-sien.com/taisaku-kyouka>
（提出先アドレス） ※送付間違いに十分ご注意ください。
yamanashigz@gmail.com
（事務局） 〒400-0031 甲府市丸の内2-16-1-6F
機器購入等支援事業 事務局

- ※ 感染拡大防止のため、窓口での申請や相談等を行いません。
- ※ 郵送の場合、封書の裏面には必ず差出人の住所及び氏名をご記載ください。なお、文字の判別が困難になる恐れがあるため、FAXによる提出は不可とします。
- ※ 書類到達確認のため、配達記録、簡易書留等での送付をおすすめします。
- ※ 必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めたり、確認のためにご連絡することがありますので、書類は控えをとるようにしてください。
- ※ 書類の不備や確認に時間を要した場合に、支払いまで時間を要することがあります。
- ※ 申請内容が適正と認められないときは申請を却下することがあります。
- ※ 申請書類等は返却しません。また、申請に係る費用は申請者自身の負担となります。
- ※ 本申請要領及びよくある質問（Q&A）を確認・理解の上、申請してください。

5. 申請書類

- （1） 支援金交付申請書・添付書類チェック及び誓約事項（様式1）
- （2） 添付書類①・領収書やレシートの写し

※ クレジットカード払いの場合は、申請期限内に口座から引き落とされたことが確認できる書類（カード明細だけでなく、引き落としが確認できる通帳の写し）が必要です。12月31日（金）までに口座からの引き落としが間に合わない場合は、現金又は口座振込による購入をおすすめします。

※ 領収書は、宛名欄に施設名又は代表者名が入ったものを提出してください。

(3) 添付書類②・支援対象の機器等を不特定多数の人が共有する飲食を提供するスペースへ設置したことがわかる写真（カラーに限る）

- ・ 機器等のみの写真ではなく、飲食を提供するスペースであることがわかる写真
- ・ パーティションは人が座っている状態の写真
- ・ A4サイズへ貼り付け。電子データの場合はできるだけ容量を抑えること

(4) 添付書類③（飲食店営業許可証等により飲食を提供することがわかる書類の写し等）

(5) 添付書類④（やまなしグリーン・ゾーン認証申請書【追加的対策】の写し又はやまなしグリーン・ゾーン認証更新申請書の写し）

(6) 添付書類⑤（振込先口座と口座名義がわかる通帳の写し）

※ メール、オンライン申請はPDF等により電子化したもので提出可

※ 申請様式は、ホームページよりダウンロードしてください。

(<https://yamanashigz-sien.com/taisaku-kyouka>)

※ 申請したすべての書類及び写真は、必ず控えを保管してください。

6. 申請受付期間

令和3年5月24日（月）～令和3年12月31日（金）

※ メール、オンライン申請は、12月31日までに必着（郵送の場合は、令和3年12月31日の消印有効）のこと。

7. その他留意事項

- ・ 本支援金で取得した一つの機器が単価50万円以上の財産について、本支援金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、もしくは担保に供しようとする場合や「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数の期間内に廃棄しようとする場合は、財産処分承認申請書（様式2）を知事に提出し、その承認を受けること。なお、承認を受けて当該財産を処分したことにより収入を得た場合には、その収入の一部を県に納付すること。

- ・ 検査・報告・是正のための措置の求めがあったときは、これに応じること
- ・ 山梨県暴力団排除条例第9条の暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。なお、このことを確認するため必要な事項を山梨県警察本部組織犯罪対策課長に照会する場合があること。
- ・ 支援対象として申請した内容（経費）に関して、すでに国・都道府県・区市町村等が実施する他の制度（補助金等）から支援を受けている場合は、当該交付額を差し引いた額に対して申請すること。
- ・ 山梨県に対する事業税等の滞納や賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。また、過去に国・都道府県・市町村等から支援を受け、不正等の事故を起こしていないこと。
- ・ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、支援事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。
- ・ 申請内容については、施設名、申請内容など必要最小限度の範囲で公表することに同意したものとみなすこと。
- ・ 支援金に関する支出書類は事業年度終了後5年間保存すること。
- ・ 提出書類に虚偽の記載や支援事業の実施に不正行為があった場合は、支援の決定を取り消し、すでに支援した額の返還を求める場合があること。
- ・ その他、県の公的資金支援先として不適切と判断されるものでないこと。
- ・ 支援金の交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は決定を取り消すことがあるとともに、期限を定めて返金を命じること。助成金の返還を命じたときは、この命令に係る支援金の受領日から納付日までの日数に応じ、返還すべき支援金の額に、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条により財務大臣が定める延納利息の率の割合で計算した額（加算額）を県に納付しなければならないこと。また、支援金の返還を命じられたにもかかわらず、返還すべき支援金及び加算金の全部又は一部が納付されなかったときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納額に対して、同条により財務大臣が定める延納利息の率の割合で計算した額（延滞金）を支払うこと。

8. 問い合わせ先

機器購入等支援事業事務局

電話番号：055-237-6600 受付時間：平日午前10時～17時

メール：yamanashigz@gmail.com

★★支援金・助成金を装った詐欺にご注意ください★★

支援金支給にあたってATM操作、手数料振込、暗証番号聞き取り等を求めることはありません。また、市場価格を大幅に超える機器等の購入は対象にならない場合がありますので、適正な価格を確認の上、購入してください。不審な電話・メール等があった場合は最寄りの警察署にご連絡ください。